

農薬は安全適正に使いましょう!!

散布に先だって

- できるだけ農薬を使用しない管理を心がける



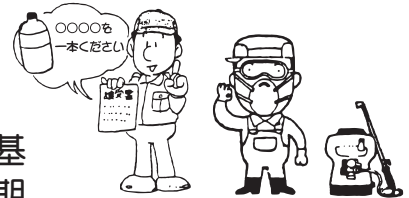
- いつ、どこで、何に使うかなど使用計画をたてて購入する。
- 毒物・劇物を購入する時は住所、氏名、職業等を記入し、捺印した譲受書により購入する。

- 農薬登録を必ず確認しましょう。
- 農薬のラベルに書いてある農薬使用基準(適用作物、使用量・濃度、使用時期、総使用回数)等をよく読んで、必ず守りましょう。

農薬登録されているかな



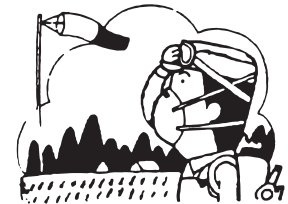
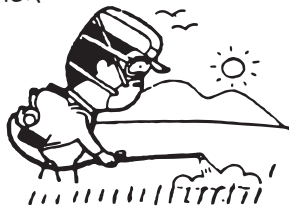
- タオル、目薬、洗顔・うがい用の水を準備。



- 薬剤に見合った保護具を着用する。(農薬用マスク、防除衣、保護メガネ、不浸透性手袋)

散布にあたって

- 農薬の飛散に気をつけましょう。
周辺の農作物や環境(子ども、住民、動物、魚、ミツバチ等)に留意して、農薬が飛散しないように気をつける。(無風・晴天時の使用、農薬剤型、散布機の圧力、ノズルの配慮等)
- 特に、学校や通学路がある場合は、十分注意する。
- 土壌くん蒸剤を使用する場合は、確実に被覆する。



- 長時間の連続散布はやめ、2時間を限度に!!



散布が終わったら

- 農薬の使用状況を記録しましょう。
- 残液は散布ムラの調整に使用するなど河川、水路、ため池に流さない。
特に魚毒性の強い農薬の取り扱いには気をつける。
- 散布液を調整した使用済の用具など十分に洗う。
- 農薬の空びん、空袋、有効期限の過ぎた農薬は、適正に処理する。



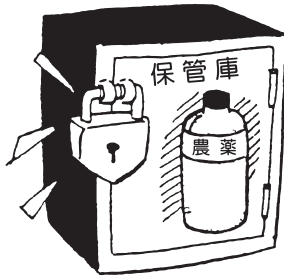
- 石鹸で身体、衣服をよく洗う
- 飲酒をひかえ、早目に休む。

農薬はきちんと保管管理しましょう!!

農薬の保管・管理

- 「普通物」と「毒物」「劇物」を区別して、鍵のかかる所に保管する。
「毒物」「劇物」に該当する農薬は保管庫に「医薬用外」の文字と赤地に白色をもって「毒物」または白地に赤色をもって「劇物」と表示する。

※普通物とは、毒物、劇物に該当しないものを指している通称



- 農薬は食品と区別して子供の手の届かない安全な所へ保管する。



- 万一、盗難や紛失の時は、直ちに最寄りの警察署へ届け出る。
- 除草剤は他の農薬と離して、剤ごとに整理整頓する。

- 農薬の他の容器に移しかえての保管は、誤飲、誤用の原因となるので、絶対にしない。



- 危険防止のため、原液を小分けして他人に譲渡しない。



- 農薬は必要量をその都度購入する。

以上、農薬の適正管理を
よろしくお願いします!!

※ 散布後、身体に異常を感じたら、すぐに医師の診察を受ける。

